

行政文書開示決定通知書

渡部 友一郎 様

文部科学大臣  
永岡 桂子  
(公印省略)

令和 5 年 2 月 26 日付け (令和 5 年 3 月 2 日受付) で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

私立学校法の一部を改正する法律案説明資料  
私立学校法の一部を改正する法律案概要の修正について  
私立学校法の一部を改正する法律案 12/2 版からの修正点等について  
私立学校法の一部を改正する法律案 1/18 版からの修正点について

2 不開示とした部分とその理由

なし。

\* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、文部科学大臣に対して審査請求をすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求ができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法 (昭和 37 年法律第 139 号) の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国 (訴訟において国を代表するものは法務大臣となります。) を被告として、同法 12 条に規定する裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます。(なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起できなくなります。)

3 開示の実施の方法等 (\*同封の説明事項をお読みください。)

(1) 開示の実施の方法等

下記に記載した方法のうち、希望される方法等により、開示の実施を受けられます。

行政文書の種類 ・数量	開示の実施の方法	開示実施手数料の 額 (算定基準)	行政文書全体につ いて開示を受けた 場合の基本額	行政文書全体について 開示を受けた場合の開 示実施手数料 (注)
A 4 判文書 423 枚	① 閲覧	100 枚までにつき 100 円	500 円	200 円